

鎌倉時代における土木事業と 関連する官職について

西山 孝樹¹・藤田 龍之²

¹正会員 日本大学助手 理工学部まちづくり工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14）

E-mail:nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

²正会員 元日本大学教授 イムノサイエンス株式会社（〒963-8852 福島県郡山市台新1-10-11）

筆者らは、平安時代において土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が一因となり、社会基盤整備がほとんど実施されていなかった「土木事業の空白期」が存在していたことを明らかにしてきた。

そこで本研究では、続く鎌倉時代における土木事業がどのように行われてきたのかを整理することとした。一次史料である『御成敗式目』や『吾妻鏡』の記述をみると、道路造成や堤防築堤などを有力武將が奉行となり、実施していたことが明らかとなった。また、同時代に設置されていた官職として、江戸時代にまとめられた『武家名目抄』には「作事奉行」と「造営奉行」が示されていたものの、本研究で用いた一次史料である『御成敗式目』や『吾妻鏡』には、先の官職に関する記述がみられなかったことも示した。

Key Words : the Bureaucratic System, blank time period, Bon-do, the Kamakura period

1. はじめに

筆者らは、わが国において10世紀をピークに、9世紀から11世紀の平安期において、図-1に示した「土木事業の空白期」が存在していたことを明らかにしてきた^{1,2)}。先の空白期が生まれた一因として、平安貴族を中心に土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が存在していた¹⁾。その影響により、同時代には社会基盤整備がほとんど実施されていなかったことも示した。

さらに、空白期の存在をより明確にするため、当該の時代に設置された土木と関わる官職に着目した。その結果、平安期には土木事業を掌る官職は設けられておらず、地方では災害発生時など、臨時に設置されていたに過ぎなかった²⁾。

そこで本研究では、平安期に続く鎌倉時代に実施された土木事業に着目した。これまで、当該の時代に行われた土木事業は、社会基盤整備からは外れるが、3章で詳述した文永11（1274）年の蒙古襲来に備えて築かれたとされる「元寇防塁」が挙げられる程度であった。

しかし、4章において一次史料である『吾妻鏡』を中心に整理していくと、種々の社会基盤整備が行われていたことが明らかになってきた。鎌倉時代の武家政治下において、社会基盤整備が実施されていたのか、土木事業の実態とそれらに關係する官職の存在有無から、鎌倉時代の実態に迫る事を目的とした。

2. 研究方法

1章でも述べたが、本研究では鎌倉時代において、社会基盤整備と考えられる土木事業が行われていたのかを整理した。

貞永元（1232）年に執権であった北条泰時の命によって編纂された鎌倉幕府の基本法典である『御成敗式目』に加え、治承4（1180）年から文永3（1266）年までの87年間の事績に関して、鎌倉幕府により編纂された歴史書である『吾妻鏡』に記された土木事業についてまとめた。

さらに、江戸時代後期に編纂された『武家名目抄』を中心に、鎌倉幕府に設置されていた官職についても迫った。

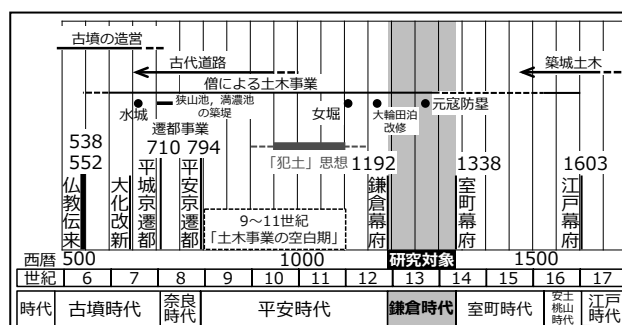


図-1 研究対象とする時代

3. 『御成敗式目』にみる土木事業

『御成敗式目』は、『中世法制史料集』³⁾に収録されており、「本式目」とも称する。

「鎌倉幕府の制定にかかる幕府の基本法規であって、爾後鎌倉室町兩時代を通じて幕府法の根幹とされるに至ったものである。」

と同文献に記されており、成立後には逐次、条項の追加が行われた。それらは「追加法」と呼ばれている。『中世法制史料集』⁴⁾の解題には、

「恐らくは鎌倉或いは室町幕府の奉行人等が執務の必要から集めたものと見えて、今日に傳わる追加集は大は数百カ條を含むものから、小は僅に十カ條前後のもの迄相當多數に上り、種々雑多な題名を付せられている。」

以上のように、『御成敗式目』は、「本式目」と「追加法」の2種類から成り立っている。それらのなかに、土木事業に関する事項が記載されていたのかを整理した。

(1) 「本式目」にみる土木事業

「本式目」は、51カ條からなっている。それらの条項を調査したところ、土木に関係する事項は記載されていないことが明らかとなった。

(2) 「追加法」にみる土木事業

『御成敗式目』が制定された後に加えられた「追加法」には、土木事業に関連するものとして10項目が該当し、事業ごとに整理した。

a) 橋梁に関する記述 (3項目)

橋梁に該当する項目を以下に示した。

- ・『新編追加二五一（梵舜本）』⁵⁾

文暦2（1235）年1月26日、

「可令召付清水寺橋修理給之状（一部抜粋）」

- ・『後日之式條五六～五八（三浦周行氏舊藏）』⁶⁾

寛元3（1245）年2月16日

「一 人倫賣買直物事

（一部抜粋）本主分直物者、可被付祇園清水寺橋用途、」

- ・『近衛家本式目追加條々一四八～二〇八』⁷⁾

弘長元（1261）年2月20日

「一 鎌倉中橋修理并在家前々路掃除事

仰保之奉行人、無怠慢、可致其沙汰、若有懈怠者、可被行其科於奉行人矣、」

京都の清水寺橋と鎌倉の中橋に関する記述で、新たに架橋するという内容ではなく、修理に関するものであった。

b) 道路に関する記述 (2項目)

道路に関する記述として、以下が散見された。

- ・『後日之式條十三～三九（三浦周行氏舊藏）』⁸⁾

仁治3（1242）年1月15日

「一 大路事

右、或稱田畠作、或號立在家、令狹條、尤自由也、早仰其通行事、可令制止矣」

「一 令押作私物於道々細工等事

右、依有如然之輩、細工等有煩事云々、可止之矣、」

- ・『吾妻鏡 寛元三年四月廿二日條 事紀』⁹⁾

寛元3（1245）年4月22日

「保司奉行人可存知條々

一 不作道事」

道路の通行に関する記述であり、本研究で対象としている社会基盤整備に関する土木事業を指している記述ではないとみられる。

c) 戦乱に関する土木事業 (4項目)

城郭や要害を築く戦争に関する土木は、社会基盤整備からは外れるが、土木の一事業として示した。

わが国では、文永 11（1274）年と弘安 4（1281）年の2度にわたって蒙古が襲来した。弘安 4（1281）年の再襲来に備えるため、健治 2（1276）年には、要害となる石垣、いわゆる「元寇防塁」（図-2）を約 20km にわたって博多湾に築造した。その記述が以下の「追加法」に記載されている。

- ・『深江文書（佐賀文書纂所収）』¹⁰⁾

建治 2（1276）年 3 月 10 日

「異國警固之間要害石築地事、高麗波發向輩之外、課于奉行國中、平均所致沙汰候也、（以下略）」

更なる攻撃に備えるため、太宰府（福岡県）・岩門城の城郭構築に関する記述もみられた。

- ・『近衛家本追加三八一～三九一』¹¹⁾

弘安 7（1284）年 11 月～弘安 8（1285）年 11 月

「一 城郭事

次岩門并宰府構城郭之條、爲九州官軍、可得其構云々、早爲領主等之沙汰、可致其構云々、」

弘安 10（1287）年、蒙古は3度目の襲撃を計画したが、実行に移されることはなかった。その攻撃に備えるための記述が「追加法」にみられ、以下に示した。



図-2 「元寇防塁（生の松原地区）」（撮影：西山）

- ・『島津家文書之一』¹²弘安9(1286)年12月30日
「異賊防禦事、鎮西地頭御家人、并本所一圓地輩、従守護之催、且令加警固用意、(以下略)」
- ・『村田隆長所藏文書』¹³弘安10(1287)年1月29日
「異賊防禦事、去年十二月卅日關東御教書、今月廿五日到来、(以下略)」

d) その他(1項目)

内容については不明であるが、「造作」についての記述がみられた。

- ・『近衛家本追加三四六一～三五二』¹⁴
正應3(1290)年 廿三
「一 造作事」

4. 『吾妻鏡』にみる土木事業

本章では、治承4(1180)年から文永3(1266)年までの87年間の事績が記載された『吾妻鏡』¹⁵に着目した。

(1) 鎌倉時代にも使用された「犯土」の語義の変化

1章でも示したが、平安貴族を中心に土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が存在しており、社会基盤整備がほとんど行われない一因になっていたと考えられる。続く鎌倉時代にも、表-1に示した「犯土」の記述がみられた。

しかし、貞応2(1223)年の項をみると、「犯土」と「造作」が併記されている。さらに、仁治2(1241)年の道路造成については、「大犯土」と表現されている。

このことから、鎌倉時代には「犯土」という用語が、現在の土木建築の盛り切りなどを行う土工事に近い意味で使用されていたと推察される。平安期から続く「土の掘削を忌み嫌う」という意味でも継続して使われるが、武家政治となる鎌倉時代に入ると、新たな用語の意味が付加されていったとも考えられる。

(2) 『吾妻鏡』に記載された土木事業

表-2および表-3には、『吾妻鏡』に記載されていた土木事業(59事業)を抽出した。そのうち、軍事土木9事業と建築に関する4事業を除くと、社会基盤整備として46事業が実施されていた。

例えば、建久5(1194)年4月10日の記述をみると、「鎌倉中の道路を造らる。梶原景時これを奉行す。」とある。平安時代にはみられなかった奉行為現場の責任者として活躍していた。これは、武家政権へと移行し、中世から近世へと繋がる事例であるといえる。

一方で、承元2(1208)年4月3日の記述をみると、「陰る。防鴨河使判官從五位下行左衛門少尉小野朝臣義成卒す。時に在京す。」とある。「防鴨河使」という官職は、平安時代から鴨川

表-1 『吾妻鏡』にみる「犯土」の記述

和暦	西暦	月日	事 項	備 考
元暦元	1184	11月26日	ただし大嘗會の御禊已後、地曳始あるべきの由定めらるるのところで、去月ノ廿五日、その儀大夫判官義経供奉すと云々、を遂げらるるの間、今日犯土有り。因幡守、筑後権守等これを奉行す。	土を忌み嫌う従来の意味
文治5	1189	12月9日	また伊豆國順成就院の北畔に、二品の御宿館を構へられんがために犯土す。	「土木」の意味で使用か
建久3	1192	1月21日	新造の御堂の地に渡御したまふ。犯土の間、土石を運ぶ疋夫等の中に、左眼盲の男あり。	土を忌み嫌う従来の意味
建久3	1192	6月13日	おのおの一時に功を成す。観る者目を驚かす。幕下感じたまふ。およそ犯土といひ、宮作といひ、江間殿以下手づからこれを沙汰す。	「土木」の意味で使用か
建暦3	1213	7月9日	陰る。御所の造営、犯土ならびに將軍家御方違等の事、重ねてその沙汰あり。民部大夫行光、これを奉行す。	「土木」の意味で使用か
貞応2	1223	1月25日	寄宿の方人の忌たらば、かの計ひとして、犯土・造作は憚るべきや否や、卜筮あり。	「土木」の意味で使用か
貞応2	1223	1月26日	犯土・造作等の事、陰陽道一揆せざるの間、長官等に尋ね決せられんがためなり。	「土木」の意味で使用か
貞応2	1223	2月8日	本主の禁忌の方においては、寄宿の人の犯土・造作はもつとも憚るべきなりと云々。	「土木」の意味で使用か
嘉禄元	1225	11月20日	武州の御亭において御所造営の事、連日の犯土、天一・太白の方憚りありや否や、後藤左衛門尉奉行たり。連日の犯土たるの間、日来天一・太白御方違なく過ぎをはんぬ。礎を据ゑ、井を堀り、門を立つること憚りあるの由、國道朝臣以下六人これを申す。大膳亮泰貞申して云はく、連日の御犯土今に退轉なし。寢殿のほか、當時の御犯土に過ぐべからず。	土を忌み嫌う従来の意味 土を忌み嫌う従来の意味
安貞3	1229	1月15日	御神拝の事終りて、還御の後、武州西侍に著きたまひ、車突ならびに橋等を直すべきの由、人々に示し合はさる。これ犯土なり。	土を忌み嫌う従来の意味
寛喜3	1231	10月16日	二階堂内に五大尊堂を建立すべきの地は、本堂の池の上なり(犯土なり)。	土を忌み嫌う従来の意味
仁治2	1241	4月5日	六浦の道を造り始めらる。これ急速の沙汰あるべきの由、去年の冬評議を経らるといへども、新路を始めらるること、大犯土たるの間、明春三月以後に造らるべきの旨、重ねて治定すと云々。	「土木」の意味で使用か 「大」を付記して表現
仁治2	1241	10月22日	武蔵野をもつて水田を開かるべきの由、議定しをはんぬ。これに就きて、多磨河の水を懸け上さるべきの間、犯土の儀たるべきか、(中略)	「土木」の意味で使用か
			おのおの一同に申して云はく、堰溝・耕作・田畠の事は、土用方角の沙汰に及ばずといへども、この事においては、すでに始めての御沙汰たるか。大犯土といひつべきものか。	「土木」の意味で使用か 「大」を付記して表現
正嘉元	1257	8月12日	日来の大犯土は、偏に寺家の沙汰たるの由、上は御聴聞の儀によつて御方違あり。	土を忌み嫌う従来の意味

表-2 『吾妻鏡』にみる土木事業に関する事績（その1）^{15) 16)}

和暦	西暦	月日	事業内容	事 項	備 考
治承4	1180	5月23日 5月27日 11月 4日	軍事土木 軍事土木 軍事土木	・三井寺の衆徒等、城を構へ、溝を深くし、 ・これ三井寺の衆徒、城郭構ふるによつてなり。 ・佐竹冠者、金砂において城壁を築き、要害を固め、兼ねてもつて防戦の儀に備へ、（中略）かの城郭は高山の頂に構ふるなり。	・福原に遷都する
養和2	1182	3月15日 4月24日	道路 灌漑施設	・鶴岳の社頭より由比の浦に至るまで、曲横を直して詣往の道を造る。 ・鶴岳若宮の邊の水田絃巻田と號す。三町餘、耕作の儀を停められ、池に改めらる。	元暦元（1184）年 ・源頼朝が公文所・問注所を設置する
文治3	1187	3月 1日 2月 7月27日 10月 7日	軍事土木 軍事土木 建築 橋梁	・かねては國人をかりあつめて、城郭をかまへて、 ・農業の最中に人民を驅り集めて、城郭を掘り營ましめ、 ・早く善光寺造營の間の土木人夫を結縁すべき事。（中略） ・勸進上人に興力して、土木の間に人夫を勵み出し、 ・しかるに勢多橋破損するの間、佐々木定綱を奉行として、船をもつて湖海を渡したてまつるところ、	文治元（1185）年 ・壇ノ浦の戦いで平氏が滅亡する ・源頼朝の要求により、守護地頭の設置と兵糧米の徴収が勅許される ※土木は建築を表していたとみられる
文治4	1188	5月20日	道路	・今日（佐々木）定綱に仰せ遣はさる。この上、鎌倉中の道路を造るべきの旨、	
文治5	1189	8月 7日 8月 8日 8月10日 9月17日 9月19日	軍事土木 河川 軍事土木 道路 軍事土木	・阿津賀志山において城壁を築き、要害を固め、國見宿とかの山との中間に、にはかに口五丈の堀を構へ、 ・逢隈河の流れを堰き入れて柵とし、（中略）用意の鋤鋤をもつて土石を運ばしめ、件の堀を塞ぐ。 ・湟（ほり）を掘り、逢隈河の水をその中に懸け入れ、柵を引き、 ・また泰衡が郎從等、金十郎・勾當八・赤田次郎をもつて大將軍となし、根無藤の邊に城郭を構ふるの間、（中略）平泉に入るに ・おいては、泰衡城を構へ、 ・また寺院の中央に多寶寺あり。釈迦多寶像を左右に安置す。その中間に關路を開き、旅人往還の道となす。 ・厨河の柵を立てて、平泉保に還向せしたまふ。	・藤原基成が源義を殺す ・源頼朝が平泉を制圧し、奥州藤原氏を滅ぼす 建久元（1190）年 ・重源が東大寺の再建を行う
建久3	1192	8月24日 8月27日 9月11日 9月13日	灌漑施設 作庭 作庭 作庭	・二階堂の地に始めて池を掘らる。 ・阿波阿闍梨静空の弟子僧静玄を召し、堂前の池の立石の事仰せ合はせらると云々。 ・静玄、堂前の池に石を立つ。將軍家、昨日より行政（二階堂）が宅に御逗留。このことを覽んがためなり。 ・汀野の埋石、金沼汀野筋、鶴會石島等の石、ことごとくもつて今日これを立て終る。 ・二階堂の池の奇石の事、なほ御気色を背く事相交はるの間、静玄を召し、重ねてこれを直さる。	・源頼朝が征夷大將軍となる
建久4	1193	7月3日	建築	・重成、今年鹿島の造營行事たるのところ、去ぬる此より所勞はなほだ危急。	
建久5	1194	4月10日 11月2日	道路 河川	・鎌倉中の道路を造らる。梶原景時これを奉行す。 ・武藏國大田庄の堤修固の事、明年三月以前に功を終ふべきの旨、仰せ下さると云々。	正治元（1199）年 ・源頼朝が没し、子頼家が將軍となる 建仁3（1203）年 ・北条時政が執権となる
建仁4	1204	3月9日	道路	・經俊無勢によつて逃亡するの間、凶徒等二ヶ國を虜領し、鈴鹿の關・八峯山等の道路を固む。	・源頼家が北条氏に殺される
建永2	1207	3月20日	農業土木	・武藏國の荒野等、開發せしむべきの由、	建永元（1206）年 ・重源が没する
承元2	1208	4月2日 4月3日	建築 河川	・神宮寺造營の材木、伊豆國狩野山の奥より沼津の海に出す。 ・陰る。防鴨河使判官從五位下行左衛門少尉小野朝臣義成卒す。時に在京す。	
承元4	1210	3月14日	農業土木	・武藏國の田文を造られ、國務の條々さらにこれを定む。	
建暦元	1211	12月27日	農業土木	・明春、駿河・武藏・越後等の國々、大田文を作り整ふべきの由、行光（二階堂）・清定（清原）に仰せらると云々。	
建暦2	1212	2月28日 7月7日	橋梁 河川	・相模國相模河橋數ヶ間朽ち損ず。修理を加へらるべきの由、（中略）重成法師は、己が不義によつて天譴を蒙るか。全く橋建立の過にあらず。この上一切不吉と稱すべからず。かの橋あること、二所御參詣の要路たり。民庶往反の煩ひなし。その利一にあらず。顛倒せざる以前に早く修復を加ふべきの旨、仰せ出ざると云々。 ・これ賀茂河の堤の事、江・千葉介成胤に仰せて、造進すべきの由、これを定めらると云々。	建保6（1218）年 ・北条政子が上洛する
建保7	1219	2月15日	軍事土木	・去ぬる十一日、多勢を引率し、城郭を深山に構ふ。	・源実朝が公暁に殺される
貞應3	1224	6月18日	墳墓	・前奥州禪（義時）葬送す。故右大將家の法華堂の東の山上をもつて墳墓となす。	承久3（1221）年 ・後鳥羽上皇が京都守護伊賀光季を討ち北条泰時追討宣旨を下す（承久の乱） ・北条義時が没し、執権が北条泰時に

表-3 『吾妻鏡』にみる土木事業に関する事績（その2）^{15) 16)}

和暦	西暦	月日	事業内容	事 項	備 考
嘉禄元	1225	11月20日	建築	・來廿三日、礎を居ゑ、井を掘り、門を立つること憚りあるの由、國道朝臣以下六人これを申す。	嘉禄2（1226）年 ・九条頼経が將軍になる ・北条政子が没する
嘉禄3	1227	4月22日	用語	・京都より擇び申すといへども、その以前に土木の功を終へがたし。	
貞永元	1232	7月12日 7月15日 8月9日 10月29日 11月3日	港湾 港湾 港湾 港湾 道路	・今日、歡進聖人往阿弥陀佛申請に就きて、舟船著岸の煩なからんがために、和賀江嶋を築くべきの由と云々。 ・今日、和賀江嶋を始む。 ・晴る。和賀江島その功を終ふ。 ・今日、五大尊堂を建立せられんがために、その詣往の道を作るべきの由、その沙汰ありと云々。 ・五大尊堂、その地を引き始めらる。また道路を造らると云々。	泰時が御成敗式目（貞永式目）を制定
文暦2	1235	3月18日	用語	・四月十一日は、たとひ土木成功を終ふといへども、莊嚴出来べからず。	
嘉禄4	1238	2月9日 2月11日	橋梁 橋梁	・去夜の風雨によつて、洲俣・足近兩河の浮橋流れ損ずと云々。 ・その間に兩河の浮橋を修理すと云々。	・將軍頼経が上洛する
暦仁2	1239	2月14日	農業土木	・武蔵國小机郷烏（鳥カ）山等の荒野に水田を開発すべきの由、	
仁治元	1240	10月10日 10月19日 11月卅日	道路 道路 道路	・前武州（泰時）の御亭において、山内に道路を造らるべきの由、 ・また前武州の御沙汰として、山内に道路を造らる。 ・天晴る。鎌倉と六浦の津との中間に、始めて道路を當てらるべきの由議定あり。	
仁治2	1241	4月5日 5月14日 10月22日 11月17日	道路 道路 農業土木 農業土木	・曇る。六浦の道を造り始めらる。（中略）新路を始めらるること大犯土たるの間、 ・六浦の路造りの事、この間すこぶる懈緩す。 ・武蔵野をもつて水田を開かるべきの由、議定しをはんぬ。これに就きて、多磨河の水を懸け上さるべきの間、犯土の儀たるべきか、 ・武蔵國多磨野の荒野を拝領す。（中略）しかるに今かの所、水田を開かるべきの間、	・藤原定家が没する 仁治3（1242）年 ・執権泰時没、孫の経時が繼ぐ
寛元2	1244	6月5日	橋梁	・しかれどもその實無きの間、讒訴の過料に募り、一所の橋を直すべきの由、景家に仰せ付けらると云々。	・藤原頼嗣が將軍に
建長2	1250	3月 4月16日 6月3日	灌漑施設 建築 道路	・池の扉橋付火炬屋。大和入道が跡橋四ヶ所築地八十八本。河堰二百八十三丈。橋河堰裏築地 用意分。 ・山内の證菩提寺の住持申す當寺修理の事、清左衛門尉満定奉行として、今日その沙汰あり。早く損色を召し、土木の功を成すべきの由、仰せ出さる。 ・山内ならびに六浦等の道路の事、先年たやすく鎌倉に融通せしめんがために、險阻を直さるといへども、當時また土石その間巷を埋むと云々。	寛元4（1246）年 ・北条経時、病気で執権を弟時頼に譲る 建長4（1252）年 ・九条道家が没し、宗尊親王が將軍として鎌倉へ下向
建長5	1253	8月29日 10月11日	河川 港湾	・下總國下河邊庄の堤築き固むべきの由沙汰ありて、奉行人を定めらる。 ・また和賀江津の津の材木の事、近年不法の間、造作に用ゐがたきによつて、その寸法を定めらる。	康元元（1256）年 ・執権北条時頼が引退し、北条長時が就任
正嘉元	1257	9月30日 10月16日	灌漑施設	・しかるに南面の河堰に梶を用ゐるの間、禪室の仰せに云はく、寺塔の修治に如在の儀なしといへども、河堰に梶を用ゐることすこぶる無念と云々。すなはち歸らしめたまふ。ここに行日、歸第に及ばず、寺門に留まり、行く河の水を塞き止め、檜の材木を召し寄せ、この木、行日が家に用意すと云々。百餘人の匠等を招き聚め、梶を改め、河堰を檜をもつて造りをはんぬ。供養は明日たるべきの間、松明を取りてその功を成せるなり。 ・晴る。月蝕正見。四分。御祈、松殿法印良基。この間築地の修理、方忌の沙汰なし。	
弘長元	1261	2月	橋梁	・一 鎌倉中の橋の修理、ならびに在家の前々掃治すべき事。	・忍性が社会救済事業を開始する

「按作事奉行は殿舎の修造より始めて土木のことは何事に限らずすへふさぬるつかさなれば其方にてはむねとの所職なり治承養和の際大庭景義梶原景時等か營作のことを沙汰せしはもとこれ當國の古老にて山林竹木等の事に便ありし故と見えたり景時此事をうけ給はりし事は造営奉行の所にあり又法橋昌寛成尋等のこれを奉行せしは各其能によりしなるへしそれより後には土木のことあることに大かた奉行人の内にてうけ給はり沙汰することとはなりぬ室町殿の世に作事右筆といへるは是なり」

土木の事を掌ったとあるが、殿舎の修造や山林等の事を掌っていたと記されているに留まり、「作事奉行」の具体的な事業内容については触れられていない。

(2) 造営奉行

「造営奉行」についても、土木と関係すると考えられる。『武家名目抄』には「造営惣奉行」²⁰⁾の項が示され、「按造営といふは宮殿堂閣の差別なく大儀なる作事をさしていふことはなりければ鎌倉殿の始の此は神宮佛院の修理はもとより殿舎亭宅の造作をもなへては造営とよひたりしにいつとなく造営は寺社に限りたるとなへのことくなり幕府御所諸家の亭宅の修造をは作事造作などいひならはせしより」

また、「造営奉行」には²¹⁾,

「按造営といふ辭は前にも云しことく中此より宮社寺院にかきりていふこととなりしかは寺社修造のことある時には奉行人の内より造営奉行を定めて是を沙汰せしむ又遠國の寺社は其國の大名なとうけ給はりて奉行せり中にもことさら大造なる寺社には統領として惣奉行を補せられなへての奉行を管領せしむることなりされと鎌倉殿の始には制度の定まらぬことも多かりければ惣奉行を造営奉行とのみいひしたくひもまみえたり」とある。寺社などの建築物に関する造営や修理を掌っていた官職であったとみられる。

しかしながら、『武家名目抄』で示されていた「作事奉行」、「造営奉行」の項目には、土木に関する記述はみられなかった。そのうえ、3章および4章で考察を行ってきた『御成敗式目』や『吾妻鏡』においても、それらの記載はみられなかった。

6. まとめ

平安時代には、社会基盤整備がほとんど行われることがなかった「土木事業の停滞期」であったことを先行研究で明らかにしてきた。本研究では、続く鎌倉時代に実施された土木事業について、一次史料を用いて迫った。

3章では、『御成敗式目』に記載された土木事業を整

理した。本法規は、「本式目」と「追加法」の2種類から成り立っているが、「本式目」には土木に関する記述はみられなかった。一方、「追加法」には橋梁の修理や道路の造成などの記述が散見された。

4章では、『吾妻鏡』に記載された土木事業について整理した。軍事土木を除いても、道路造成や堤防築堤が鎌倉時代に入ると実施されるようになっていた。また、武家政権へと移ったことも背景となり、有力武将が奉行として土木事業に関与するようにもなった。近世の社会基盤整備事業へと繋がる事例であるとみられる。

5章では、鎌倉時代に設置されていた官職に迫った。江戸時代後期に編纂された『武家名目抄』の記述を整理したところ、「作事奉行」と「造営奉行」が土木と関係すると考えられる。しかし、本研究で対象とした一次史料である『御成敗式目』や『吾妻鏡』には、先の奉行に関する記述はみられなかった。今後の課題として、『鎌倉遺文』等の文献を精査していく必要があると思われる。

参考文献

- 1) 西山孝樹, 藤田龍之, 知野泰明: わが国の平安時代における「土木事業の空白期」に関する研究, 土木学会論文集 D2 (土木史), Vol.68, No.1, pp.123-131, 2012.
- 2) 西山孝樹, 藤田龍之: わが国の「土木事業の空白期」における土木と関係する官職, 土木学会論文集 D2 (土木史), Vol.70, No.1, pp.9-19, 2014.
- 3) 佐藤進一, 池内義資: 中世法制史料集 第1巻 鎌倉幕府法, 岩波書店, 1955.
- 4) 前掲 3), P.424.
- 5) 前掲 3), p.92.
- 6) 前掲 3), p.156.
- 7) 前掲 3), p.214.
- 8) 前掲 3), p.138.
- 9) 前掲 3), p.157.
- 10) 前掲 3), p.335.
- 11) 前掲 3), p.270.
- 12) 前掲 3), p.276.
- 13) 前掲 3), p.277.
- 14) 前掲 3), p.283.
- 15) 永原慶二監修, 貴志正造編: 全譯 吾妻鏡一〜六, 新人物往来社, 1976.
- 16) 東京学芸大学日本史研究室: 日本史年表, pp.124-153, 東京堂出版, 1994.
- 17) 今泉定介: 故実叢書 武家名目抄 (塙保己一), pp.383-388, 吉川弘文館, 1903.
- 18) 松村明: 大辞泉, p.3154, 小学館, 2012.
- 19) 武光誠, 佐藤和彦, 村上直・安岡昭男: 日本史用語大辞典, p.488, 新人物往来社, 1995.
- 20) 前掲 17), p.386-387.
- 21) 日本史用語大辞典編集委員会: 『日本史用語大辞典 (全2巻)』, II 参考資料編, III 検索編, p.858, 柏書房, 1978.
- 22) 前掲 17), p.389.
- 23) 前掲 17), p.392.

(2015.4.6 受付)